

議案第 6.8 号

つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例

つくばみらい市国民健康保険条例(平成18年つくばみらい市条例第70号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改め、同項ただし書中「1万6,000円」を「1万2,000円」に改める。

附 則


(施行期日)

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に出産した被保険者については、なお従前の例による。

令和3年11月24日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、出産育児一時金の額及び出産育児一時金の額に加算する上限額を改める必要があるため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市国民健康保険条例(平成18年つくばみらい市条例第70号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに<u>1万2,000円</u>を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万4,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに<u>1万6,000円</u>を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>